令和３年５月７日

お客さま　各位

札幌中央信用組合

一時支援金の申請に係わる「事前確認」について

当組合とのお取引先事業者の皆さまにおいて、緊急事態宣言の影響緩和に係わる一時支援金を申請するにあたり、当組合では登録確認機関として『事前確認』にかかる手続きを行っております。

申請期間・・・2021 年３月８日（月）～ ５月 31 日（月）

当組合と事業性のご融資取引のあるお客さま

事前に申請ＩＤの取得が必要となります。

申請ＩＤの取得方法につきましては、一時支援金事務局ホームページよりご確認願います。

申請ＩＤを取得後、インターネットをご利用いただける環境を確保の上、お取引店舗へご連絡ください。

なお、お取引店舗の電話番号は当組合ホームページにてご確認願います。

【ご用意いただく資料】

●申請ＩＤ

●申請時に登録した連絡先

●法人番号

当組合と事業性のご融資取引のないお客さま

当組合と事業性ご融資の取引のないお客さま、およびご預金の取引のみのお客さまにつきましては、『事前確認』はできませんので、お近くの所属団体（商工会、商工会議所）、顧問先（税理士、公認会計士）にお問合せください。

なお、一時金の相談は「サポート会場電話予約窓口」にお問い合わせください。

サポート会場電話予約窓口　　：　0120-211-240
（土日、祝日を含む全日対応、受付時間 8：30～19：00）

ＩＰ電話からのお問合せ先　：　03-6629-0479（通話料がかかります。）
（土日、祝日を含む全日対応、受付時間 8：30～19：00）

一時支援金事務局　ホームページ　：　https://ichijishienkin.go.jp/

以　上